

令和7年度「課外活動支援経費」募集要領

1. 趣旨

「和歌山大学基金（学生諸活動支援基金事業）による課外活動支援に関する要項」（平成29年2月6日制定）により、学生支援課では、和歌山大学学生規則第9条に定める学生団体が行う課外活動が円滑に行えるよう大学施設・設備の整備及び備品購入等の支援を図ることを目的とし、課外活動支援経費枠を設け、以下のとおり募集します。

応募される各学生団体は、下記要領に基づき、顧問承認の下、応募期限までに申請書類作成のうえ学生支援課まで提出してください。

2. 財源

財 源 : 和歌山大学基金

3. 募集期間（申請書類の提出期限）

募集期間 : 令和7年1月10日（金）～令和7年1月24日（金）

募集期間内に「申請書」を作成し、学生支援課窓口（9:00～17:00）までご提出ください。

なお、1月17日及び最終日（1月24日）の受付は12時迄とします。（期限厳守）

4. 応募要件

応募できる学生団体は、以下の要件を全て満たしている学生団体に限ります。

- ① 和歌山大学学生規則第9条に定める学生団体が行う課外活動に必要な事項であること。
- ② 本学の体育会・文化部連合会に所属する学生団体または公認サークル（うち、公認後3年以上の活動実績がある団体に限る）で、かつ、令和6年10月1日現在で存続を承認されている学生団体であること。
- ③ 本経費は、大学基金を財源としています。基金にご寄附いただいた方々へ感謝の意を伝えてもらいます。採択された場合は、HPに掲載する「学生、教員からの感謝の声」（活動写真等含む）に必ず投稿すること。

5. 申請書の作成について

申請書に記載できる要求事項は、以下のとおりです。

- ① 課外活動に必要な、施設整備及び備品で、新規・更新・修繕の何れかの要求
- ② 課外活動に必要な、消耗品の要求

【注意事項】

- ※ ①②の何れも、要求額10万円以上50万円以内
- ※ ユニホームなど個人に帰属するものは申請できません。
- ※ 現金を配分するものではありません。要求物品は、大学で購入し、申請団体に貸与します。

6. 採択方法・採択時期

【第1次選考】

期日までに提出された申請書について、学生支援課において「応募要件」を全て満たしている申請書から以下の選考基準にて審査し、順位をつけたうえで、上位から順に令和7年度予算を超えない範囲で選考します。

【第2次選考】

第2次選考（最終選考）は、和歌山大学基金運営委員会で行われます。

第1次選考で採択された申請書を基に、学生支援課において「基金申請（要求）書」を作成し、2月中に和歌山大学基金運営委員会委員長宛に提出します。

和歌山大学基金運営委員会では、年度当初（4月）決定・配分を予定しており、同委員会からの最終結果の通知を受けたら直ちに該当する学生団体の代表者に連絡します。

◆選考基準

- 申請書に基づき、以下の観点で評価審査します。
- 評価審査の基準は、a)～f)について6段階に評価し、総合評点の高い順に順位を付けます。
 - a) 必要性（要求が真に必要なものであるか）
 - b) 緊急度（要求が緊急度の高いものであるか）
 - c) 効果（整備することで高い効果を得ることができるか）
 - d) 自助努力度（経費の一部負担など要求に向けた自助努力がどれだけあるか。
自己負担が多いほど評価は高いです）
 - e) 貢献度（成績、社会貢献など本学の知名度・好感度UPに貢献しているか。
地方大会よりも全国大会での成績、出場者数などを評価。新聞・雑誌等に掲載されている場合は+評価）
 - f) 社会規範遵守度（学内での挨拶、態度、大学行事への参加、懲戒処分の有無、申請書類等の提出期限が守られているかなど）

7. 結果通知等

採否結果が決定次第、採択を受けた学生団体の責任者に、直接連絡します。（採択されなかった場合、連絡はしません。）

◆採択された要求物品等の貸与及び管理

要求物品等は、本学で購入し、採択を受けた学生団体に貸与します。（現金を渡すものではありません。現物支給です。）

大学の物品ですので大切に使用してください。なお、貸与した物品等が、破損、亡失した場合は、直ちに学生支援課まで報告してください。

和歌山大学学生支援課

電話：073-457-7111

mail : gakuseika@ml.wakayama-u.ac.jp